

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.234】

補 助 金 名 称	新規就農者農地等賃借料助成補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H15		終期	-
予 算 事 業 名	新規就農確保・育成対策費					(事業コード)		062106		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	新規就農者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		農地及び機械施設を賃借した就農5年以内の新規就農者							
	(意図) どういう状態にしたい		経営開始のための初期投資による負担を軽減し、新規就農者の農家経営を安定させる。							
対象事業等の内容	新規就農者が農地、機械、施設等を賃借した場合、当該賃借料に対し補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費の30%以内で、年間20万円を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 新規就農者数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	3	2	0					
成果指標と過去5年間の実績	① 新規就農者数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	3	2	0					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		426	288	242		80
		協議会負担						
		その他		998	675	565		187
	収入合計		1,424	963	807		267	
	市補助率(%)		29.9%	29.9%	30.0%		30.0%	
	支出合計		1,424	963	807		267	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0		0		
市負担額	一般財源		426	288	242		80	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1		0.1	
		人工金額	751	767	776		808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,177	1,055	1,018		888	
受益対象者数		5	3	2		1		
補助金単位コスト(単位:円)		235,400	351,667	509,000		888,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			本事業は、新規就農者の育成・確保のため、受け入れから経営発展まで段階的な支援を行うこととしており、新規就農者の農地及び機械設備の初期投資の負担を軽減することは、初期の経営安定につながり、事業内容と補助目的との整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 書類は添付済にか、実地調査は不実施ににし、不安な旨合理的な説明が可能なもの	□ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	減少が続く農業者の減少に歯止めをかける必要があり、経営開始時の初期投資を補助することは、地域の基幹産業を支える、新たな担い手の育成・定着につながる。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	農外からの新規就農は、初期投資の負担が重く、初期の経営を圧迫するため、経営の安定化のためには負担の軽減が必要。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	新規就農には、農地の確保や施設整備が必須であり、多くの新規就農者が農地等について賃借している状況であり、令和3～5年度にかけて、10組の新規就農者が利用し、負担の軽減が図られた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	新規就農者農地等賃借料助補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他の新規就農者施策を含めて、効果的な支援となるよう実施方法を見直すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	国の事業改正に伴い、R4年度以降の新規就農者に対する初期投資の負担軽減に向けた補助金へ再編を行った。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	近年の物価高騰により、経営開始時の初期費用が増加しているため、就農当初の不安定な経営を支える支援体制を強化していく必要がある。他の新規就農者向けの施策を含めて、より効果的な支援となるよう見直しを行う。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	他の新規就農者施策を含めて、効果的な支援となるよう実施方法を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.235】

補 助 金 名 称	新規就農者営農開始支援補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H25		終期	-
予 算 事 業 名	新規就農確保・育成対策費					(事業コード)		062106		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	新規就農者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		機械・施設等を購入した就農5年以内の新規就農者							
	(意図) どういう状態にしたい		経営開始時の初期投資に係る負担を軽減し、新規就農者の経営を早期に安定させる。							
対象事業等の内容	新規就農者が機械、施設等を購入した場合、当該事業費に対し補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費の30%以内で、5年間累計で300万円を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 新規就農者数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	3	2	0					
成果指標と過去5年間の実績	① 新規就農者数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	3	2	0					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,447	758	581	249	500
		協議会負担						
		その他		5,840	1,796	1,378	588	1,200
	収入合計		8,287	2,554	1,959	837	1,700	
	市補助率(%)		29.5%	29.7%	29.7%	29.7%	29.4%	
	支出合計		8,287	2,554	1,959	837	1,700	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		2,447	758	581	249	500	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		3,198	1,525	1,357	1,032	1,308	
受益対象者数		4	3	2	1	1		
補助金単位コスト(単位:円)		799,500	508,333	678,500	1,032,000	1,308,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			本事業は、新規就農者の育成・確保のため、受け入れから経営発展まで段階的な支援を行うこととしており、新規就農者の機械設備の初期投資の負担を軽減することは、初期の経営安定につながり、事業内容と補助目的との整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 書類は添付済にか、実地調査は不実施ににし、不安は目言理的な説明が可能なもの	□ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	減少が続く農業者の減少に歯止めをかける必要があり、経営開始時の初期投資を補助することは、地域の基幹産業を支える、新たな担い手の育成・定着につながる。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	農外からの新規就農は、初期投資の負担が重く、初期の経営を圧迫するため、経営の安定化のためには負担の軽減が必要。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	新規就農には細かい営農資材などの準備が必須であり、令和6年度は1組の新規就農者が利用し、負担の軽減が図られた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	新規就農者営農開始支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他の新規就農者施策を含めて、効果的な支援となるよう実施方法を見直すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	国の事業改正に伴い、R4年度以降の新規就農者に対する初期投資の負担軽減に向けた補助金へ再編を行った。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	近年の物価高騰により、経営開始時の初期費用が増加しているため、就農当初の不安定な経営を支える支援体制を強化していく必要がある。他の新規就農者向けの施策を含めて、より効果的な支援となるよう見直しを行う。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	他の新規就農者施策を含めて、効果的な支援となるよう実施方法を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.236】

補 助 金 名 称	農業研修生住宅費助成事業補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H27		終期	-
予 算 事 業 名	新規就農確保・育成対策費					(事業コード)	062106			
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	農業研修生									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		賃貸住宅に居住している農業研修生							
	(意図) どういう状態にしたい		農業研修生の生活の負担を軽減することで、研修に集中できる環境を整備する。							
対象事業等の内容	農業研修生が賃貸住宅を賃借した場合、家賃に対し補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費の50%以内で、月2万5千円を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 農業研修生数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	6	3	2	4					
成果指標と過去5年間の実績	① 農業研修生数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	6	3	2	4					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		280	63	100	420	563
		協議会負担						
		その他		300	67	120	482	563
	収入合計		580	130	220	902	1,126	
	市補助率(%)		48.3%	48.5%	45.5%	46.6%	50.0%	
	支出合計		580	130	220	902	1,126	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		280	63	100	420	563	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,031	830	876	1,203	1,371	
受益対象者数		2	1	1	2	2		
補助金単位コスト(単位:円)		515,500	830,000	876,000	601,500	685,500		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			本事業は、新規就農者の育成・確保のため、受け入れから経営発展まで段階的な支援を行うこととしており、農業研修生の生活負担を軽減することは、研修生が研修に専念できる環境整備につながり、事業内容と補助目的との整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		減少が続く農業者の減少に歯止めをかける必要があり、研修期間中の家賃補助を行うことで、経済的な不安を軽減し、安心して研修を行うことができる。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		農業研修生は、仕事を辞めて研修に専念しており、安心して研修を継続してもらうには、経済的な負担を軽減する必要がある。	■ 必要性が高い
4効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		家賃の半額を補助することにより、令和6年度は、賃貸住宅に居住する研修生2名の経済的な負担を軽減することができた。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(3)補助率については、本補助金が給与所得がなく不安定な農業研修生の生活の負担を軽減することで、研修に集中できる環境を整備することを目的としていることから、50%以内としている。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	農業研修生住宅費助成事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	効果的な新規就農者支援となるよう検証を行いつつ、事業を継続すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	他の新規就農者施策と組み合わせて実施することで研修開始から就農、経営発展につながる一貫した支援となっている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	新規就農者を確保していくためには、就農相談から、研修期間、就農当初の不安定な経営を支える支援、経営発展までを一貫して支援していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.237】

補 助 金 名 称	農業研修施設整備推進事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への事業費補助					始期	H27		終期	-
予 算 事 業 名	新規就農確保・育成対策費					(事業コード)		062106		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先（団体、個人等）	農業研修生の就農予定地に研修用施設を設置する市内農協や任意団体等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		農業研修生の就農予定地に研修用施設を設置する市内農協や任意団体等							
	(意図) どういう状態にしたい		当該研修用施設を農業研修生が就農時に設置者（市内農協や任意団体等）から引き続き賃借することにより、新規就農者（農業研修生）の初期投資を軽減。							
対象事業等の内容	・農業研修用施設及び付随設備等の購入及び設置 ・農業研修用施設等を設置する農地の賃借 ・農業研修用施設等を設置する農地の改良、造成等									
積算方法	対象経費の30%以内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 農業研修生数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	6	3	2	4					
成果指標と過去5年間の実績	① 農業研修生数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	6	3	2	4					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		845				845
		協議会負担						
		その他		1,973				1,973
	収入合計		2,818				2,818	
	市補助率(%)		30.0%				30.0%	
	支出合計		2,818				2,818	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0				0		
市負担額	一般財源		845				845	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1				0.1
			金額	751				808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,596				1,653	
受益対象者数		1				2		
補助金単位コスト(単位:円)		1,596,000				826,500		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			本事業は、新規就農者の育成・確保のため、受け入れから経営発展まで段階的な支援を行うこととしており、農業研修生の就農予定地に研修用施設を整備し、引き続き就農時に設置者から賃借することで、新規就農者の初期投資の負担を軽減することができ、事業内容と補助目的との整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
◇ 上記以外		□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 当該補助金を活用して整備された施設は、研修終了後、新規就農者へリースされことになり、経営開始時の初期投資の負担を軽減することができる。地域の基幹産業を支える、新たな担い手の育成・定着につながる。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 新規就農は、初期投資の負担が重く、初期の経営を圧迫するため、経営の安定化のためには負担の軽減が必要。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する) 当該補助金を活用し、施設整備がされた場合、研修終了後に新規就農者へリースされる際に、初期の負担を軽減することができ、結果として新規就農者の初期の経営安定につながる。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	農業研修施設整備推進事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	効果的な新規就農者支援となるよう検証を行いつつ、事業を継続すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	他の新規就農者施策と組み合わせて実施することで研修開始から就農、経営発展につながる一貫した支援となっている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	近年の物価高騰により、経営開始時の初期費用が増加しているため、就農当初の不安定な経営を支える支援体制を強化していく必要がある。ほかの新規就農者向けの施策を含めて、より効果的な支援となるよう見直しを行う。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	他の新規就農者施策を含めて、効果的な支援となるよう実施方法を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.238】

補 助 金 名 称	新規就農者の飛躍を後押しする補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	H28		終期	-
予 算 事 業 名	新規就農確保・育成対策費					(事業コード)	062106			
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	新規就農者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		一定以上の水準に達した意欲ある就農6年目以降の新規就農者							
	(意図) どういう状態にしたい		さらなる飛躍を後押しし、売上20,000千円、30,000千円を目指す農家へと成長させる。							
対象事業等の内容	・経営規模拡大のための投資 ・新分野導入 ・販路拡大									
積算方法	対象経費の50%以内で、上限額2,000千円(6～10年目の累計)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 新規就農者数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	3	2	0					
成果指標と過去5年間の実績	① 新規就農者数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	3	2	0					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		1,986	266	1,484	2,609	3,474
		協議会負担						
		その他		1,992	268	2,441	2,641	3,475
	収入合計		3,978	534	3,925	5,250	6,949	
	市補助率(%)		49.9%	49.8%	37.8%	49.7%	50.0%	
	支出合計		3,978	534	3,925	5,250	6,949	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源		1,986	266	1,484	2,609	3,474	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		2,737	1,033	2,260	3,392	4,282	
受益対象者数		3	1	3	2	4		
補助金単位コスト(単位:円)		912,333	1,033,000	753,333	1,696,000	1,070,500		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			本事業は、新規就農者の育成・確保のため、受け入れから経営発展まで段階的な支援を行うこととしており、一定以上の基準に達した新規就農者に対し、施設等の整備を支援することは更なる経営発展につながり、事業内容と補助目的との整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◆ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		減少が続く農業者の減少に歯止めをかける必要があり、意欲ある新規就農者の経営発展を支援することは、地域の基幹産業を支える、担い手の育成・定着につながる。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		新規就農者は、経営基盤が脆弱であり、経営発展していくためには負担の軽減が必要。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		意欲ある新規就農者に対し、経営規模拡大や新分野の導入、経営のブランド化について支援しており、令和6年度は2名に対し、ビニールハウスの購入や自動灌水設備の導入等について補助を行った。また、本事業の対象者は新規就農者の中でも、一定水準以上の売上げを上げ、将来、指導農家となることが見込まれる者としており、意欲ある新規就農者の経営発展を支援できている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(3)補助率の参考基準を超えているが、本事業の対象者を、新規就農者のなかでも、一定の水準以上の売上げを上げ、将来、地域の中心となる農家へと育成することを目的としているため、補助率を50%以内としている。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	新規就農者の飛躍を後押しする補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	効果的な新規就農者支援となるよう検証を行いつつ、事業を継続すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	他の新規就農者施策と組み合わせることで研修開始から就農、経営発展につながる一貫した支援となっている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	新規就農者を確保していくためには、就農相談から、研修期間、就農当初の不安定な経営を支える支援、経営発展までを一貫して支援していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.239】

補 助 金 名 称	農業団体研修支援補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H26		終期	—
予 算 事 業 名	担い手確保・育成バックアップ対策費					(事業コード)		062115		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先（団体、個人等）	農業青年団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市農業者団体等研修支援補助金交付要綱に基づく、地域社会及び本市の農業振興への貢献が認められる農業青年団体及び農村女性団体							
	(意図) どういう状態にしたい		将来の本市農業を担う経営者としての資質を向上させる。							
対象事業等の内容	団体が実施する農業経営の改善や農村生活の発展を目的とした研修及び結婚対策に対して補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費の50%以内で、1団体あたり年間8万円を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 研修会実施回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	1	1	0					
成果指標と過去5年間の実績	① 参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	18	13	10	0					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		14	80	80		160
		協議会負担		16	200	166		160
		その他						
	収入合計		30	280	246		320	
	市補助率(%)		46.7%	28.6%	32.5%		50.0%	
	支出合計		30	280	246		320	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越						0	
市負担額	一般財源		14	80	80		160	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1		0.1
			金額	751	767	776		808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		765	847	856		968	
受益対象者数		1	1	1		1		
補助金単位コスト(単位:円)		765,000	847,000	856,000		968,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助金交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
			☐ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 継続4年未満
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	☐ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		将来の農業担い手である若手農業者の、経営者としての資質向上に繋がる機会創出に寄与している。	■ 公益性が高い
			☐ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		農業分野では後継者不足が全国的な課題であり、本市農業の将来を担う若手農業者の育成を支援する本事業は長期的に必要である。また、女性農業者団体が実施する研修費用等についても補助の対象としており、本市で唯一の女性農業者支援事業であることから、必要である。	■ 必要性が高い
			☐ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		若手農業者や女性農業者が実施する研修への支援により、知識習得や農業経営の改善に寄与してきた。また、消費者交流事業への支援により、市民への旭川市産農作物等の購入促進が図られている。	■ 効果が高い
			☐ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	農業者団体等研修支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	若手農業者や女性農業者が実施する研修への支援により、知識習得や農業経営の改善に寄与している。また、本市で唯一の女性農業者支援事業であることから、今後も継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	補助金の必要性や効果を検証した上で、今後の補助金の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.240】

補 助 金 名 称	農業ヘルパー確保支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	担い手確保・育成バックアップ対策費					(事業コード)		062115		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	旭川市内の農業協同組合									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の農業協同組合							
	(意図) どういう状態にしたい		農業分野における人手不足が解消された状態							
対象事業等の内容	旭川市内の農業協同組合が農業ヘルパーの確保のために行う、宣伝・広告に要する経費、募集フェア等への出展に要する経費の一部を補助									
積算方法	補助対象経費の1/2以内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 農業ヘルパー雇用数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	27	36	37	30	52					
成果指標と過去5年間の実績	① 農業生産額					②				
	単位:億円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	139	136	142	138	141					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		188	146	183	149	150
		協議会負担						
		自己資金		203	161	185	169	150
		その他		28	84	91	75	
	収入合計		419	391	459	393	300	
	市補助率(%)		44.9%	37.3%	39.9%	37.9%	50.0%	
	支出合計		419	391	459	393	300	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越							
市負担額	一般財源		188	146	183	149	150	
	特定財源		0	0				
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		939	913	959	932	958	
受益対象者数		3	3	3	3	3		
補助金単位コスト(単位:円)		313,000	304,333	319,667	310,667	319,333		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計処理については、会計管理責任者のもと交付要綱に基づき適正に処理されている。過年度繰越金はない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) ■ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	不足する農業の労働力を確保し、本市の基幹産業の維持に寄与するものであり、公益性は高い。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	農業協同組合が無料職業紹介所となり、農業ヘルパーの募集を行うための経費を補助しており、当該事業において収益性はないため、補助による負担軽減の必要がある。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	農業協同組合が無償で行う農業ヘルパー募集の事業に補助を行うことで、令和6年度は恒常的に不足している農業ヘルパーを52人確保することができた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	農業ヘルパー確保支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	目標を明確にした上で、必要な農業労働力を確保できるよう事業内容の検証をしていくこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川市内の農業協同組合が農業ヘルパーの確保のために無償で行う宣伝・広告に要する経費の補助であり、不足する労働力確保のために今後も継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.241】

補 助 金 名 称	農福連携助成金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R6		終期	R8
予 算 事 業 名	担い手確保・育成バックアップ対策費					(事業コード)	062115			
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係	電話番号	内線 3713 3714			
交付先(団体、個人等)	旭川市内の農業者(個人、法人又は生産組織)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		農福連携に取り組む農業者等							
	(意図) どういう状態にしたい		障がい者の農業分野での活躍を通じて、働き手の確保や今後の農業経営を発展させるとともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する							
対象事業等の内容	就労継続支援事業所への農作業委託に係る委託料への助成 ただし、「北海道農福連携技術支援者派遣事業」を利用し、農福連携に関する専門的な助言・指導を受けた者に限る。									
積算方法	補助対象経費の3分の1以内かつ同一年度内の上限10万円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成金の利用件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					5					
成果指標と過去5年間の実績	① 農福連携に取り組む経営体数					②				
	単位:経営体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					17					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					419	1,000
		協議会負担						
		自己資金					1,122	2,000
		その他						
	収入合計					1,541	3,000	
	市補助率(%)					27.2%	33.3%	
	支出合計					1,541	3,000	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0	0		
市負担額	一般財源					419	1,000	
	特定財源					0	0	
	人件費	正職員	人工金額				0.2	0.2
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					1,567	1,615
	その他事務費							
	合計					1,986	2,615	
	受益対象者数					5	10	
補助金単位コスト(単位:円)					397,200	261,500		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		補助金交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
	(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 上記以外	■ 合致する
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致しない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
2公益性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、働き手の確保や今後の農業経営を発展させるとともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である。	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3必要性	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) R6は5経営体での実績があり、今後の障がい者の就労支援及び農業者の労働力の確保へつながっている。	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、働き手の確保や今後の農業経営を発展させるとともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
4効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 農福連携の取組みを知らない農業者に対するきっかけづくりとなり、今後の継続した農業労働力の確保及び障がい者の雇用推進のため必要である。	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) R6は5経営体での実績があり、今後の障がい者の就労支援及び農業者の労働力の確保へつながっている。	(左の内容を踏まえての評価)
			■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、働き手の確保や今後の農業経営を発展させるとともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、今後の継続した農業労働力の確保及び障がい者の雇用推進のため必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.242】

補 助 金 名 称	農業所得調査等団体補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H29		終期	—
予 算 事 業 名	農業経営指導費					(事業コード)		062302		
所 管 部 署	農政 部		農政 課			農政 係	電話番号		3712	
交付先(団体、個人等)	農業所得調査団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内農業者の農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する諸業務を行う団体							
	(意図) どういう状態にしたい		市内農業者の農業所得に関する諸業務の円滑化							
対象事業等の内容	団体が実施する農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する諸業務に対して補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費の2分の1以内で、農業所得申告件数に5千円を乗じた額に、当該額の1割を事務費として加えた額 ※ただし、前年度交付金額の1割の減額を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付団体数					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	5	5	5	5					
成果指標と過去5年間の実績	① 申告件数(農業所得)					② 農業所得調査等団体の利用率				
	単位:					単位: %				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	657	627	615	580	538		63.9	65.2	62.6	61.8

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		1,226	1,205	886	727	1,102
		市補助金		4,534	4,136	3,779	3,443	3,461
		協議会負担		13,723	12,444	12,127	12,254	12,275
		その他						
	収入合計		19,483	17,785	16,792	16,424	16,838	
	市補助率(%)		23.3%	23.3%	22.5%	21.0%	20.6%	
	支出合計		18,278	16,899	16,065	15,322	16,838	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		1,205	886	727	1,102	0	
市負担額	一般財源		4,534	4,136	3,779	3,443	3,461	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		5,285	4,903	4,555	4,226	4,269	
受益対象者数		627	615	580	538	609		
補助金単位コスト(単位:円)		8,429	7,972	7,853	7,855	7,010		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		会計処理については、会計責任者のもと行われており、総会による議決を受けている。また、交付要綱に基づき、申請書提出を受けて交付決定し、実地検査等を行い、証拠書類を確認して検査を行っており、適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	農業所得の申告については専門性が高いため、商工会議所等の経営相談では対象外となっている。本市の農業者は個人事業主が多く、農業所得に関しても他業種の個人事業主と同様に相談窓口が確保され、農業者が適正な税負担をすることは公益性が高い。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	各地域では当該業務を行う唯一の団体であるが収益性が乏しいため、補助金がなくなった場合、団体又は事業の維持が困難となる。団体の解散又は事業廃止となった場合、高齢農家や農業にまだ不慣れな後継者及び新規就農者には費用面や作業面での負担が大きくなり、また、経営に関して相談できる環境を失う事になりかねない。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	農業所得調査等団体5団体の運営費の一部を負担することで、各団体の運営維持が図られ、市内農業者の農業所得に関する諸業務の負担軽減や経営改善につながった。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	農業所得調査等団体補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	公平性・公益性の観点から、交付相手方も含めて、今後の補助金の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	他業種業界との公平性:農業所得の申告は複雑であり、商工会議所の申告相談の対象外とされていることから、団体への補助自体は必要であるが、団体での相談には、農業所得がない者も含まれていることから、農業所得分の件数に応じた補助額となるよう見直した(見直し前:補助対象経費の1/2以内)。 農業者間の公平性:農業者間で不公平が生じないよう、団体のない農業者を受け入れについて、団体と協議した。
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	農業所得調査等団体の利用率が減少傾向にあり、適時効果検証していく必要がある。 廃止等の見直しの場合は、団体の理解を得ることが難しいことが想定される。
解決に向けた取組	毎年度の補助金評価を通じて、効果を検証していき、見直しする際は、各団体との意見交換を重ねて進めていく。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	農業所得の申告は複雑であるため、これを支援することで農業経営の発展に寄与していることから、今後も当該補助は継続していく必要がある。なお、効果検証を継続し、補助金のあり方を検討していく。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.243】

補助金名称	農業後継者ステップアップ支援資金利子補給金									
補助金の性格	個人等への利子補給補助						始期	H16	終期	R6
予算事業名	農業経営強化資金融資事業費						(事業コード)	062303		
所管部署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	市内農業協同組合									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	市内の農業後継者で経営を継承することが確実な個人、農業法人に参画する個人、または2名以上の後継者が組織する団体								
	(意図) どういう状態にしたい	農業後継者にとって、魅力とやりがいのある農業経営の実現を資金面から支援することにより、後継者の安定した確保を図るとともに、後継者の営農意欲を一層高め担い手として育成する。								
対象事業等の内容	農業後継者が若者らしい新たな発想やチャレンジ精神を反映して、農業技術の取得、新規経営部門の開始や農業生産力アップに取り組むための農業機械・施設の導入を目的とした本資金に利子補給を行うことにより、無利子融資措置を講じる。 本資金の融資は、平成28年度で終了し、現在は令和6年度まで債務負担行為に基づき利子補給を行っている。 【貸付利率】 無利子 【償還期間】 10年以内(据置期間:3年以内) 【利子補給率】 1.40%、1.80% 【利子補給期間】 10年以内 【貸付限度額】 5,000千円／名 【資金の原資】 農協 【農協の利子負担割合】 1.2%									
積算方法	農業後継者ステップアップ支援事業実施要領に基づき、利子補給計算期間における融資平均残高に利子補給率(1.40%、1.80%)を乗じた金額を利子補給している。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 本資金利用者数(累計) 単位:人					② 貸付残高(期末時) 単位:千円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	11	9	3	2	1	7,132	3,320	1,760	700	0
成果指標と過去5年間の実績	① 本資金利用者のうち後継者として就農している者 単位:人									
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	11	9	3	2	1					

2収支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		112	49	25	9	
		協議会負担						
		その他		78	34	17	6	
	収入合計		190	83	42	15		
	市補助率(%)		59.0%	59.0%	59.0%	60.0%		
	支出合計		190	83	42			
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0			
市負担額	一般財源		112	49	25	9		
	特定財源							
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1		
		人工金額	751	767	776	783		
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
合計		863	816	801	792			
受益対象者数			9	3	2	1		
補助金単位コスト(単位:円)			95,889	272,000	400,500	792,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計管理責任者のもと例規に基づき適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		この補助金は、農業後継者ステップアップ支援資金の利子を補給するものであり、農業後継者ステップアップ支援資金は、意欲と能力のある担い手の育成に資することを目的に、後継者の新しい発想やチャレンジ精神を反映した経営の多角化や経営改善を図るための取組を支援する資金であることから、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本資金は、後継者の新しい発想やチャレンジ精神を反映した経営の多角化や経営改善を図るための取組を支援する資金である。新規貸付は平成28年度で終了しているが、既貸付分については後継者の長期的な支援を行うために令和6年まで利子補給を行う必要がある。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		R6年度において、1件の借入に対し、負担軽減が図られたことから、効果は高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	農業後継者ステップアップ支援資金利子補給金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	R6年度をもって補助事業が終了したため。
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.244】

補 助 金 名 称	農業経営改善資金利子補給金									
補 助 金 の 性 格	個人等への利子補給補助					始期	S47		終期	-
予 算 事 業 名	農業経営強化資金融資事業費					(事業コード)		062303		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	市内農業協同組合									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の農業者・生産組織							
	(意図) どういう状態にしたい		農業振興に必要な資金の融通を促進するため、規模拡大や農業用機械・施設の導入など、農業経営の改善に必要な資金を低利で融資し、農業経営の安定と地域農業の振興を図る。							
対象事業等の内容	旭川市農業農村振興条例に基づく当該資金を融通するため、融資機関(市内農協)が農業者等に対し定められた利率で貸し付けた場合、当該資金に利子補給措置を講じることで、農業者に低利融資を実施する。 ■資金の概要 【貸付利率】 1.3% 【償還期間】 7年～15年(資金の種類別) 【利子補給率】 1.0% 【利子補給期間】 4年～10年(資金の種類別) 【資金の種類】 農地等取得、施設・農機具、家畜の購入、経営の維持など目的・用途に応じ6種類 【資金の原資】 農協									
積算方法	利子補給計算期間における融資平均残高に対し、旭川市農業農村振興条例施行規則で定められた利子補給率(1.0%)を乗じた金額を利子補給する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 融資枠					② 新規融資件数				
	単位:千円					単位:件				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	624,000	624,000	624,000	656,000	625,000	122	123	119	92	68
成果指標と過去5年間の実績	① 融資実績									
	単位:千円									
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	506,630	487,611	455,776	552,973	373,529					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		22,679	21,536	20,399	20,932	26,282
		協議会負担						
		その他		25,884	24,580	23,282	23,890	29,996
	収入合計		48,563	46,116	43,681	44,822	56,278	
	市補助率(%)		46.7%	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%	
	支出合計		48,563	46,116	43,681	44,822	56,278	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		22,675	20,921	19,770	20,230	25,885	
	特定財源		4	615	629	702	397	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		23,430	22,303	21,175	21,715	27,090	
受益対象者数		841	812	785	718	718		
補助金単位コスト(単位:円)		27,860	27,467	26,975	30,244	37,730		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		本事業は、農業経営の改善に必要な資金を低利で融資し、農業経営の安定と地域農業の振興を図るものである。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 と の 適 合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		農業経営改善資金は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成と農業経営基盤の強化を図る目的の資金で、農地取得、家畜購入、施設の改良・取得、土地改良、農機具の取得・修理、経営維持等、営農に幅広く使える資金であることから、地域農業の健全な発展に多大に寄与しており、公益性は高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		農地の取得や農機具の導入など、農業経営の改善の資金として多くの農業者に利用されており、また、後継者がいる農業者及び後継者本人に対しては利子補給率を優遇して実施していることから、農業後継者への支援という側面もあるため、今般の農業者不足・農業後継者不足問題への対応としても大きく寄与している。加えて、令和7年度からは新規就農者の優遇措置を拡大し、従来の農地取得に限らず全ての資金種目を対象とした。農業の担い手確保を目指すにあたり、新規就農者及び農業後継者を支援する取組は重要であり、必要性は高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		R6年度においては、農業者68名の農地取得、施設取得、農機具購入、土地改良等に対し、負担軽減が図られたことから、効果は高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	農業経営改善資金利子補給金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	農業者にとって財政負担が小さく、営農に幅広く使える資金制度であり、後継者や新規就農者の支援につながる。また、農業経営の安定につながるものであることから、今後も継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.245】

補 助 金 名 称	旭川市営農改善推進協議会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H30		終期	-
予 算 事 業 名	グリーン・ツーリズム推進費					(事業コード)		062401		
所 管 部 署	農政 部		農政 課		経営支援 係		電話番号	内線 3713 3714		
交付先(団体、個人等)	旭川市営農改善推進協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		地域農業の持続的な発展と安定した農業経営の確立を図るため、経営・生産対策に取り組んでいる旭川市営農改善推進協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		農家民泊の許可取得や情報紙の発行、市内小中学校が実施する農作業体験に対する支援をすることで、都市住民の農業理解促進や農村地域の活性化、農業経営の多角化を図る。							
対象事業等の内容	・農家民泊実施支援 ・情報紙の発行 ・市内小中学校農作業体験支援 など									
積算方法	同推進協議会の運営及び上記に掲げる事業の実施に要する経費について、各種事業の必要性などを検討して予算の範囲内で積算する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 農家民泊補助金交付件数					② 市内小中学校農作業体験補助金交付学校数				
	単位:件					単位:校				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	0	0	0	0	5	2	6	7	7
成果指標と過去5年間の実績	① 旅館業許可取得農家数					② 市内小中学校農作業体験者数				
	単位:件					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	0	0	0	0	135	80	340	468	466

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		313				
		市負担金		494	704	704	704	704
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		807	704	704	704	704	
	市補助率(%)		61.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		807	704	704	704	704	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		494	704	704	704	704	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,245	1,471	1,480	1,487	1,512	
受益対象者数		80	340	468	466	466		
補助金単位コスト(単位:円)		15,563	4,326	3,162	3,191	3,245		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			1(4)会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されていると認められる。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	この補助金は、旭川市営農改善推進協議会の運営費を一部負担するものであり、旭川市営農改善推進協議会は、地域農業の持続的な発展と安定した農業経営の確立を図るため、関係機関・団体が一体となって、経営・生産対策に取り組み、計画的かつ総合的な営農改善の強力な推進を図ることを目的とすることから、公益性は高い。		■ 公益性が高い
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	旭川市営農改善推進協議会では、中核経営者育成支援、新規就農確保対策、グリーン・ツーリズム推進事業など、幅広い活動を継続的に実施しており、今後も地域農業の持続的な発展と安定した農業経営の確立を図るためにそれらの活動が必要になることから、旭川市営農改善推進協議会への負担金の必要性は高い。		■ 必要性が高い
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	令和6年度においては、小中学校農作業体験事業では、市内の7校に対して補助金を利用した農作業体験が実施され、都市農村交流の活性化や都市住民に対する農業・農村への理解の促進が図られたことから、効果は高い。		■ 効果が高い
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない
	1(4)小中学校農作業体験モデル事業では、継続して同一団体に補助する場合もあるが、参加する児童生徒は同一ではない。また、本事業は児童生徒の農業への興味喚起と理解の向上を図るのが目的であることから、意欲のある団体を選出する必要があり、本補助金に終期の設定はなさない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市営農改善推進協議会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川市営農改善推進協議会では都市農村交流に関する幅広い活動を継続的に実施しており、当該団体への支援を通じて、都市農村交流の活性化や都市住民に対する農業・農村への理解促進が図られることから補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.246】

補 助 金 名 称	旭川市果樹協会補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費及び事業費補助)					始期	H26		終期	-
予 算 事 業 名	強い園芸産地づくり支援費					(事業コード)		062313		
所 管 部 署	農政 部		農業振興 課			生産振興 係		電話番号	内線 8-3716	
交付先(団体、個人等)	旭川市果樹協会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		果樹栽培技術の向上や旭川産果樹の消費拡大などの取組を行う農業者団体							
	(意図) どういう状態にしたい		協会の安定的な運営による果樹生産の継続							
対象事業等の内容	各種研修会や共同防除対策、各種会議など協会の運営のため必要となる活動及び、果樹の普及宣伝に係る事業									
積算方法	1 事務費、会議費、旅費及び事業費を補助対象経費とし、1／2以内を補助。 2 旭川産果樹の発信、宣伝に要する費用で、広告掲載費、PR資材費、PRイベント開催費を対象経費とする。経常的な人件費、会議茶菓等の飲食に係る経費や宣伝事業に直接関係しない備品等の経費を除く。補助対象経費の1／2以内を補助。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 会議、研修会及びPR事業等件数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	26	26	21	24	26					
成果指標と過去5年間の実績	① 旭川産果樹生産額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	146,354	121,012	101,855	138,851	208,337					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		104	57	0	9	69
		市補助金		80	80	71	29	80
		協議会負担		98	94	92	92	114
		JAあさひかわ助成金		30	30	30	30	30
		営農改善推進協議会助成金						
		受託収入		74	77	62		
		売上金		474	281	300		
		雑収入		23	98	92	193	56
		その他		100	100	75	80	100
	収入合計		983	817	722	433	449	
市補助率(%)		8.1%	9.8%	9.8%	6.7%	17.8%		
支出合計		926	817	713	364	449		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		57	0	9	69	0		
市負担額	一般財源		80	80	71	29	80	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		831	847	847	812	888	
受益対象者数		15	15	15	15	14		
補助金単位コスト(単位:円)		55,400	56,467	56,467	54,133	63,429		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。要綱に基づく交付決定など共通事項を満たしている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7、508千円、令和4年度7、673千円、令和5年度7、755千円、令和6年度7、833千円、令和7年度8、076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	旭川市果樹協会は、各種研修会や共同防除対策及び旭川産果樹の宣伝普及活動などを行っており、その活動は旭川産果樹の振興及び地産地消の推進に寄与しているため、当団体の安定的な運営を維持することは公益性が高いといえる。		■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	旭川市果樹協会では、旭川産果樹の振興、品質向上のため、各種研修会、共同防除対策、市内小中学校給食へのりんごの納入、黄色りんご等特色ある旭川産果樹のPRイベントの実施など幅広い活動を実施しており、今後も果樹生産の持続的な発展のためそれらの活動が必要になることから、旭川市果樹協会への補助金は必要である。		■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市内唯一の果樹生産団体の運営費を補助することで、安定的な運営維持を行うことができた。		■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(4)市内唯一の果樹生産者団体への支援であり、今後の果樹の安定的な生産を続けるために、期間設定はなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市果樹協会補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	毎年度繰越金が発生していることから、今後のあり方について見直しを進めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和3年度	繰越金を次年度の事業のための必要最小限になるように見直しをしている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	高齢化に伴う担い手不足により、団体の活動の中心となる果樹生産者が減少傾向にある。
解決に向けた取組	省力化技術に関する情報提供などを行っている。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	営利目的ではないため、財源となる収入を確保するのは難しく、安定的な運営のために市の補助金は不可欠であるため。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	補助金額は繰越金の状況を踏まえ検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.247】

補 助 金 名 称	旭川野菜花き生産拡大事業助成金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H2		終期	-
予 算 事 業 名	強い園芸産地づくり支援費					(事業コード)		062313		
所 管 部 署	農政 部		農業振興 課			生産振興 係		電話番号	内線 3715	
交付先(団体、個人等)	旭川青果物生産出荷協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の野菜・花き・果樹生産者							
	(意図) どういう状態にしたい		生産性及び収益性の向上により、生産振興を図る							
対象事業等の内容	生産技術の向上及び生産出荷体制の効率化を図るために行う研修及び調査等に要する経費に対する助成。									
積算方法	事業に要する経費の1／5以内									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付団体数					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 農業生産額					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	139	136	142	138	141					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		49	150	150	150	150
		協議会負担		306	1,244	1,592	1,331	1,300
		その他						
	収入合計		355	1,394	1,742	1,481	1,450	
	市補助率(%)		13.8%	10.8%	8.6%	10.1%	10.3%	
	支出合計		355	1,394	1,742	1,481	1,450	
	うち食糧費、交際費		95	432	396	0		
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		49	150	150	150	150	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		800	917	926	933	958	
受益対象者数		330	320	300	295	300		
補助金単位コスト(単位:円)		2,424	2,866	3,087	3,163	3,193		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計処理は事業者から実績報告を受けており、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		生産者の生産性向上や収益性の向上に寄与することで、本市の野菜生産等が維持され るとともに、残留農薬の検査を行うことで、市民等に対して安心、安全な野菜等が提供され ることから公益性は高い。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		出荷協議会の各部会(構成員数約300戸、品目部会数27部会)の行う研修活動や残留農 薬検査の費用を支援することにより、本市農業者の生産技術向上やクリーン農業の推進に つながることから補助金の必要性は高い。	■ 必要性が高い
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市内唯一の青果生産者団体の生産向上やクリーン農業への取組を支援することで、市民 等へ市内産農産物が提供された。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(4)本市の野菜、花き、果樹の生産振興を図るため、市内唯一の青果生産者団体である出荷協議会に支援を行うものであること から、本補助金に周期の設定はなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川野菜花き生産拡大事業助成金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	平成2年から行っている事業であり、補助制度の事業内容や補助率などの見直しの検討が必要。
解決に向けた取組	出荷協議会や関係部局と協議を行い、要綱等の見直しを検討する。

6全体的評価

評価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市内唯一の青果生産者団体である出荷協議会に研修活動や残留農薬検査の費用を支援することは、野菜生産等の維持・推進につな がることから市の補助金は不可欠である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	メニューごとの利用実態を踏まえ、助成金の必要性を整理し、制度の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.248】

補 助 金 名 称	農畜産物商品開発等支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)・個人への補助					始期	R5		終期	-
予 算 事 業 名	農産物等流通拡大支援費					(事業コード)	061105			
所 管 部 署	農政 部		農業振興 課		ブランド推進 係		電話番号	内線3718		
交付先(団体、個人等)	旭川市内の農業者等(農地所有適格法人・農業者・複数の農業者で構成する団体・市内を管轄する農業協同組合)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		自ら生産した農畜産物を活用して、自ら又は商工業者と連携して取り組む農畜産物の付加価値向上を目的とした商品開発を進める農業者							
	(意図) どういう状態にしたい		農産物の高付加価値化を図り本市の6次産業化を推進する。							
対象事業等の内容	旭川市内の農業者等(農地所有適格法人・農業者・複数の農業者で構成する団体・市内を管轄する農業協同組合)に対し農業者等が自ら生産した農畜産物を活用した商品の開発、開発に付随する施設の整備に係る補助金を交付し、本市の6次産業化を図る。									
積算方法	総事業費の1／2以内を補助(1件当たりの上限100万円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				3	3					
成果指標と過去5年間の実績	① 農業生産額					②				
	単位:億円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				138	141					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				2,000	1,810	2,000
		事業主負担				14,087	2,693	2,000
		その他						
	収入合計				16,087	4,503	4,000	
	市補助率(%)				12.4%	40.2%	50.0%	
	支出合計				16,087	4,503	4,000	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越				0	0	0		
市負担額	一般財源				2,000	1,810	2,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額			0.1	0.1	0.1
					776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員				8	8	16
	その他事務費							
	合計				2,784	2,601	2,824	
受益対象者数					3	3	3	
補助金単位コスト(単位:円)					928,000	867,000	941,333	
適格性		共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		団体の運営、 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
		会計処理は事業者から実績報告を受けており、適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◆ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		6次産業化・農産物の高付加価値化の推進は市内農業の振興及び地域への経済効果に資するものであるが、国その他の補助金は補助要件等が厳しく、本市農業者の経営規模、事業内容等に対応した補助金が少ない現状においては、地域の実情に合った本補助金の公益性は高い。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	□ 公益性が高いとは言えない
		農業の6次産業化・農産物の高付加価値化推進は国の施策であるとともに市長公約でも謳われているが、国その他の補助金は補助要件等が厳しく、本市農業者の経営規模、事業内容等に対応した補助金が少ないため、地域の実情に合った市独自の支援策が必要である。	(左の内容を踏まえての評価)
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	■ 必要性が高い
		農業の6次産業化により農産物の付加価値向上や農業者の所得向上につながった。また、加工品の普及により旭川産農産物の周知及び地域活性化に寄与することができた。令和6年度は、3件の支援を行った。	□ 必要性が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	(左の内容を踏まえての評価)
5 その他	5その他	1(3)について、本事業は商品開発に意欲的に取り組むための補助事業であることや、農産物の付加価値向上や農業者の所得向上に寄与する6次産業化を推進する観点から、法人と個人とで差を設けることはなじまず、必要経費も変わらないことから団体の補助率(1/2)を個人にも適用させている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
-	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	補助申請総額に対する予算額が不足し、例年、審査会の結果として支援を受けられない事業者が発生している。
解決に向けた取組	農業振興基金など他の財源の活用等を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	例年、一定の申請があり需要は高く、6次産業化に向けた直接的な支援は他にないことから継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.249】

補 助 金 名 称	旭川産米及び米粉等消費拡大支援事業負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R5		終期	R7
予 算 事 業 名	農産物等流通拡大支援費					(事業コード)		061105		
所 管 部 署	農政 部		農業振興課 課			ブランド推進 係		電話番号	内線3718	
交付先(団体、個人等)	旭川産農産物PR事業実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川産農産物PR事業実行委員会							
	(意図) どういう状態にしたい		農業者の収益拡大や本市農業の振興に繋がる農産物の流通拡大に向けて、旭川産の米や米粉、その他農産物に対する消費者の関心を高める。							
対象事業等の内容	農業者の収益の拡大や本市農業の振興に繋がる農産物の流通拡大に向けて、旭川産の米や米粉、その他の農産物に対する消費者の関心を高めるために実施する事業									
積算方法	事業に必要な経費									
事業量指標と過去5年間の実績	① 動画本数					② イベント実施回数				
	単位:本					単位:回				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				7	7				4	6
成果指標と過去5年間の実績	① YouTube動画再生回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				1,499	3,813					

2 収支状況等

単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市負担金			994	999	1,000
		北海道補助金			900	900	900
		市貸付金				900	900
		その他					
	収入合計				1,894	2,799	2,800
	市補助率(%)				52.5%	35.7%	35.7%
	支出合計				1,894	2,799	2,800
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越				0	0	0
市負担額	一般財源				994	999	1,000
	特定財源				0		
	人件費	正職員			0.2	0.2	0.2
		人工金額			1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					
	その他事務費						
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 会計処理は規程に基づき適正に実施され、決算に係る総会時には監査報告が行われている。事業内容についても負担金交付要綱に基づき負担金交付目的との整合性が図られている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
◆ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
◇ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 当実行委員会は旭川産農産物の宣伝普及活動を行っており、その活動は旭川産農産物の振興及び地産地消の推進に寄与しており、公益性が高いといえる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
		3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 市内唯一の団体であるが、収益を得る事業は実施しないため、負担金がなくなった場合の事業継続は困難となる。
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 事業費を市が負担することで事業を実施することができ、関係者と連携して実施した旭川産農産物の普及宣伝活動により旭川産農産物の市内外への周知及び地産地消の推進に寄与することができた。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
1(2)(3)事業を行うことで実行委員会が利益を受けるものではないことから、受益に応じた負担を求めるものではなく、また、補助金交付基準における参考基準になじむものではない。			

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
-	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	R7を終期としており、以降の旭川産農産物の効果的なPR手法を構築する必要がある。
解決に向けた取組	生産者やJA等の関係者と協議する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	R7終期ではあるが、デジタルを活用したPRの取組は先駆的であることから取組を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	終了	令和7年度を終期に設定した負担金であることから終了する。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.250】

補 助 金 名 称	園芸作物施設等整備導入支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R5		終期	
予 算 事 業 名	強い園芸産地づくり支援費					(事業コード)		062313		
所 管 部 署	農政 部		農業振興 課			生産振興 係		電話番号	内線 3715	
交付先(団体、個人等)	市内4農業協同組合, 旭川青果物生産出荷協議会各地区支部, 東神楽蔬菜研究会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の農業者							
	(意図) どういう状態にしたい		園芸施設や農業機械等の導入を支援し、本市の園芸作物産地としての維持・発展を図る。							
対象事業等の内容	ハウス用遮光ネット等、自動散水システム等、高収益作物の生産に係る農業用機械等の導入に係る経費の一部を支援。 なお、令和7年度については、ハウス用遮光ネット等、高収益作物の生産に係る農業用機械等の導入に係る経費の一部を支援。									
積算方法	事業費の1／2以内。ただし、ハウス用遮光ネットは200円/㎡、自動散水システムは1棟/30万円、高収益作物の農業用機械等は1戸/500万円を補助上限とする。 なお、令和7年度については、事業費の1／2以内。ハウス用遮光ネットは200円/㎡、高収益作物用の機械等は1戸/250万円を補助上限とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 導入農家数					② 導入棟数				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				27	40				37	78
成果指標と過去5年間の実績	① 農業生産額					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
				138	141					

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				11,031	11,384	14,788
		協議会負担						
		事業者負担				12,776	14,108	14,788
		その他						
	収入合計				23,807	25,492	29,576	
	市補助率(%)				46.3%	44.7%	50.0%	
	支出合計				23,807	25,492	29,576	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越				0	0	0	
市負担額	一般財源				11,031	11,384		
	特定財源						14,788	
	人件費	正職員	人工金額			0.1	0.1	0.1
						776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計				11,807	12,167	15,596	
受益対象者数					27	40	47	
補助金単位コスト(単位:円)					437,296	304,175	331,830	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理は事業者から実績報告を受けており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 継続4年未満
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本事業は、担い手等の減少や高齢化による労働力不足に対応し、多収・高品質生産による農業者の所得向上を図ることを目的として園芸施設や農業機械等の導入を支援するものであり、農業者の農業経営の安定に資するものであるため、公益性は高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		高齢化や担い手不足に加え、資材費の高騰等、農業を取り巻く現状は厳しい状況になっている中、資材や機械等の導入を支援することは本市の農業生産の維持・発展につながるものであることから、必要である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		夏の暑さによる品質低下や作業力の低下を防ぐとともに、作業の省力化を図った。また、機械導入支援による新規作物の生産振興を行うことができ、農業生産の維持につながった。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高齢化や担い手の不足、異常気象など多岐にわたる課題に対応する資材及び機械の導入が必要である。
解決に向けた取組	課題の共有や、省力化技術に関する情報交換などを行っている。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	生産費が高騰している中、安定的な園芸作物産地の維持・発展を図るためには市の補助金は不可欠である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.251】

補 助 金 名 称	スマート農業・省力化技術導入支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(個人等への間接補助)					始期	R4		終期	-
予 算 事 業 名	スマート農業・省力化技術導入支援費					(事業コード)		062340		
所 管 部 署	農政 部		農業振興 課			生産振興 係		電話番号	3742	
交付先(団体、個人等)	市内4つの農業協同組合									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	補助事業者(農業協同組合)を介した市内農業者に対する間接補助事業とする。 補助対象は、規模の拡大などに対応できる環境を整備することを目的に、GPSガイダンス・自動操舵システム等のスマート農業機器の導入に対して支援する。								
	(意図) どういう状態にしたい	農業における労働力不足を背景として、スマート農業の導入や農作業の省力化は経営の維持・拡大に不可欠であるが、一方で、物価高騰により生産コストや人件費が高止まりしていることから、スマート農業の導入を支援し、経営規模の拡大等に対応できる環境を整備することを目的とする。								
対象事業等の内容	市内農業者がGPSガイダンス・自動操舵システム等のスマート農業機器導入に係る経費を補助する事業。									
積算方法	積算台数は需要額調査による 補助率:対象経費の1/2以内(千円未満切捨て) 1台当たりの補助限度額 自動操舵システム:1,250千円(1戸1台まで)、水管理システム:500千円									
事業量指標と過去5年間の実績	① GPSガイダンス・自動操舵システム導入台数 単位:台					② 水管理システム 単位:台				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			26	8	42					34
成果指標と過去5年間の実績	① 水稻作付面積 単位:ha					② 水稻収穫量 単位:t				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			5,680	5,770	5,990			35,500	35,900	37,400

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			27,836	4,172	31,255	29,104
		協議会負担						
		農業者			35,384	12,869	52,309	29,104
		その他						
	収入合計			63,220	17,041	83,564	58,208	
	市補助率(%)			44.0%	24.5%	37.4%	50.0%	
	支出合計			63,220	17,041	83,564	58,208	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越			0	0	0	0	
市負担額	一般財源				3,407			
	特定財源			27,836	765	31,255	29,104	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	
				767	776	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			28,603	4,948	32,038	29,912	
受益対象者数				26	8	46	36	
補助金単位コスト(単位:円)				1,100,115	618,500	696,478	830,889	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の 検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		物価高騰の影響を受けている農業者に対しスマート農業の導入を支援することで、農業の効率化・省力化等を通じて本市の農業振興に寄与している。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		農業は本市の基幹産業であるが、農業者の高齢化、担い手不足により農地の集積化が進んでおり、労働力不足などの課題解決を図るためには省力化・効率化を推進し、補助を通じて支援する必要がある。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		水稻農家46戸に42台のGPSガイダンス・自動操舵システム及び34台の水管理システムが導入され、1戸当たりの作付面積の増加、経営規模の拡大などに対応し、作業の効率化を図り、農業経営の維持・拡大につなげることができ効果が高い。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	スマート農業・省力化技術の効果的な導入促進を図るため、農業者のニーズを適切に把握する必要がある。
解決に向けた取組	各JA、農業者等へスマート農業・省力化技術の導入に係る要望調査を実施する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	農業者の労働力不足が加速する中、本市の農業を維持・拡大するために、スマート農業の導入は必要不可欠であることから支援を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.252】

補 助 金 名 称	生産基盤改善促進事業助成金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H25		終期	—
予 算 事 業 名	生産基盤改善促進費					(事業コード)		062306		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課			事業 係	電話番号		内線 3732	
交付先(団体、個人等)	農業協同組合(市内4農協)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		認定農業者及び小規模農家							
	(意図) どういう状態にしたい		排水不良や石れきの多い条件不利地の整備や区画整理を実施し、営農継続へ向けた支援を行い生産性の高い営農体制づくりを進め、耕作放棄地等の発生防止を図る。							
対象事業等の内容	・暗渠排水整備 ・除れき ・区画整理									
積算方法	整備事業費の2分の1、又は助成対象面積10アール当たり50,000円を乗じた額のいずれか低い額を上限とし、事業主体が設定。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 認定農業者の申請数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	15	22	17	19	26					
成果指標と過去5年間の実績	① 整備面積					②				
	単位:a					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3,750	4,082	4,349	2,812	6,351					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		8,000	8,000	8,689	9,000	9,000
		自己負担		21,395	16,996	17,405	50,172	63,142
		その他						
	収入合計		29,395	24,996	26,094	59,172	72,142	
	市補助率(%)		27.2%	32.0%	33.3%	15.2%	12.5%	
	支出合計		29,395	24,996	26,094	59,172	72,142	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		8,000	8,000	8,689	9,000	9,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
			金額	1,727	1,765	1,784	1,802	1,857
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		9,727	9,765	10,473	10,802	10,857	
受益対象者数			22	17	19	26	37	
補助金単位コスト(単位:円)			442,136	574,412	551,211	415,462	293,432	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付要綱に基づき、申請書提出を受け審査し、交付決定し、作業現場確認を経て、完了報告書の検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	事業実施によって、担い手農家への農地の集積及び耕作放棄地の発生防止をすることにより、本市農業の将来にわたる安定した営農の確立に寄与する。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	区画整理や除礫・暗渠といった条件不利農地を整備することにより、耕作放棄地の発生の防止や、生産性の高い営農体制づくりに効果があるため、必要性が高い。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	毎年20件前後の受益対象者において事業を実施し、農作業の効率化及び農地の保全が図られた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	生産基盤改善促進事業助成金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	前歴の事業を含めると10年以上類似の事業を実施してきたお農業者からの要望が多く、生産性の高い営農体制づくりを進め、耕作放棄地等の発生防止を図るために必要な事業である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.253】

補 助 金 名 称	農業用水利施設維持管理事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H2		終期	-
予 算 事 業 名	かんがい排水整備費					(事業コード)		062321		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課			事業 係	電話番号		内線 3732	
交付先(団体、個人等)	土地改良区									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		江丹別ダムを管理する土地改良区							
	(意図) どういう状態にしたい		適正な維持管理による防災等の多面的機能の確保及び農業用水の安定供給で、土地改良区及び受益農家の経営安定と生産性向上を図る。							
対象事業等の内容	施設の適正な維持管理を行うための維持管理費用のうち、防災等の多面的機能に相当する額を補助する。									
積算方法	江丹別ダムの維持管理に要する経費のうち87%以内(限度額 130万円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 受益者数					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	71	69	67	65	61					
成果指標と過去5年間の実績	① 洪水発生件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	0	0	0					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		自己負担		219	341	1,116	903	995
		その他						
	収入合計		1,519	1,641	2,416	2,203	2,295	
	市補助率(%)		85.6%	79.2%	53.8%	59.0%	56.6%	
支出合計			1,519	1,641	2,416	2,203	2,295	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
			金額	375	384	388	392	404
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,675	1,684	1,688	1,692	1,704	
受益対象者数		69	67	65	61	52		
補助金単位コスト(単位:円)		24,275	25,134	25,969	27,738	32,769		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者の下で行われており、また、総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されていると認められる。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	事業の実施によって防災等の公的機能が発揮され、不特定多数の市民に間接的に効果を発揮している。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	ダムが担う防災等の公的機能を維持し、農業用水の安定供給により受益農家の経営安定と生産性向上を図るための事業であり、他に代替が利かない。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	ダムが担う機能のうち、防災等の公的機能の割合である87%を補助することによって、ダムが適正に管理運営され、防災効果が保たれている。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	・基準の補助率には合致しないが、ダムが担う防災等の公的機能の割合を基に補助率を設定している。 ・基準の見直し期間には合致しないが、ダムが担う防災等の多目的機能を持続的に発揮させるため、事業として継続的に行う必要がある。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	農業用水利施設維持管理事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	ダムを適正に管理し、ダムが担う防災等の公的機能を発揮させるために必要な事業である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.254】

補 助 金 名 称	民有林等活性化推進事業補助金（林業専用道等維持管理）									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	森林整備対策費					（事業コード）		062332		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課		森林振興 係		電話番号	内線 3721		
交付先（団体、個人等）	旭川市森林組合									
交付目的	（対象） 誰, 何に対して		森林所有者又は林業事業体等が森林整備事業や境界等現地調査等を実施するために必要な民有林内の林業専用道等の改良及び維持管理を行う事業主体者（旭川市森林組合）							
	（意図） どういう状態にしたい		森林所有者又は林業事業体等が森林整備や境界等現地調査等を実施するために林内を安全に通行できる道路を確保する。							
対象事業等の内容	災害等で通行不能となった道路の復旧及び軟弱地等の改良や路面，路肩の草刈り等に係る経費を補助する。									
積算方法	事業に要した経費の2分の1以内を補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助申請件数					②				
	単位：件					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 道路整備延長					②				
	単位：m					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	69,380	77,110	81,390	73,580	72,930					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		3,387	3,396	3,484	3,384	4,000
		自己負担		3,387	3,396	3,484	3,384	4,000
		その他						
	収入合計		6,774	6,792	6,968	6,768	8,000	
	市補助率(%)		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計		6,774	6,792	6,968	6,768	8,000	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		3,387	3,396	3,484	3,384	4,000	
	人件費	正職員	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
		人工金額	3,754	3,837	3,878	3,917	4,038	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		7,141	7,233	7,362	7,301	8,038	
受益対象者数		262	308	260	303	300		
補助金単位コスト(単位:円)		27,256	23,484	28,315	24,096	26,793		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		森林は、水源のかん養、生物多様性保全、土砂災害の防止など極めて多くの多面的機能を有しており、それらを発揮、維持させるためには、森林整備(間伐、下刈り、植栽等の施業)が不可欠であり、これらの整備により不特定多数の市民に間接的に効果を発揮している。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		多くの人工林が利用期を迎えている中、計画的な森林整備を進めて行くため国庫補助事業等を活用しているが、森林整備の促進は事業量の増加につながり森林所有者の負担増となるため、所有者の負担軽減を図る。	■ 必要性が高い
4効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		補助事業者が負担する経費の25%相当額を負担したことにより、森林所有者による森林整備が促進され、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることができた。	■ 効果が高い
5その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(4)林業専用道等を管理しているのが、旭川市森林組合のみであることから、同一団体に対する補助となっているが、森林の多面的機能の維持・増進を図るためには、継続的に災害等で通行不能となった道路の復旧及び軟弱地等の改良や路面、路肩の草刈り等に係る経費を補助する必要があるため、合致しない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	民有林等活性化推進事業補助金(林業専用道等維持管理)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	災害等により通行不能の状態では通行不能箇所から奥の森林について森林整備や現地調査ができず、森林施業等による多面的機能の維持・増進を図ることができないことから、継続的にやっていく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.255】

補 助 金 名 称	民有林等活性化推進事業補助金(森林整備促進奨励)									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への事業費補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	森林整備対策費					(事業コード)	062332			
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課		森林振興 係		電話番号	内線 3722		
交付先(団体、個人等)	北海道の補助事業及び民有林等活性化推進事業(森林整備)の補助事業者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		北海道の補助事業及び民有林等活性化推進事業(森林整備)の補助事業者							
	(意図) どういう状態にしたい		森林所有者又は林業事業体等を支援することで、旭川市内の森林の整備が適切に推進、促進された状態にする。							
対象事業等の内容	北海道の補助事業である森林環境保全整備事業等及び民有林等活性化推進事業(森林整備)における森林整備事業に係る経費を補助する。									
積算方法	補助事業者が負担する経費の3分の1以内を補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助申請件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 施業面積					②				
	単位:ha					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	151	158	140	118	113					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,702	2,559	1,936	1,912	3,500
		自己負担		8,106	7,765	5,857	6,264	7,000
		その他		22,967	22,031	17,719	19,094	22,312
	収入合計		33,775	32,355	25,512	27,270	32,812	
	市補助率(%)		8.0%	7.9%	7.6%	7.0%	10.7%	
	支出合計		33,775	32,355	25,512	27,270	32,812	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		2,702	2,559	1,936	1,912	3,500	
	人件費	正職員	人工	0.5	0.5	0.5	0.5	
			金額	3,754	3,837	3,878	3,917	4,038
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		6,456	6,396	5,814	5,829	7,538	
受益対象者数			83	75	56	52	81	
補助金単位コスト(単位:円)			77,783	85,280	103,821	112,096	93,062	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の 検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		森林は、水源のかん養、生物多様性保全、土砂災害の防止など極めて多くの多面的機能を有しており、それらを発揮、維持させるためには、森林整備(間伐、下刈り、植栽等の施業)が不可欠であり、これらの整備により不特定多数の市民に間接的に効果を発揮している。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		多くの人工林が利用期を迎えている中、計画的な森林整備を進めていくため国庫補助事業等を活用しているが、森林整備の促進は事業量の増加につながり森林保有者の負担増となるため、所有者の負担軽減を図る。	■ 必要性が高い
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		補助事業者が負担する経費の25%相当額を負担したことにより、森林保有者による森林整備が促進され、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることができた。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
	5その他		
	5その他		
	5その他		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	民有林等活性化推進事業補助金(森林整備促進奨励)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	多くの人工林が利用期を迎えている中、計画的な森林整備を進めていくため国庫補助事業等を活用しているが、森林整備の促進は事業量の増加につながり森林所有者の負担増となるため、所有者の負担軽減を図るためにも継続的に行っていく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.256】

補 助 金 名 称	民有林等活性化推進事業補助金（森林整備）									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	森林整備対策費					（事業コード）		062332		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課		森林振興 係		電話番号	内線 3722		
交付先（団体、個人等）	森林組合又は森林法第11条第8号に規定する団体（森林所有者の団体）及び森林経営計画の認定を受けた者									
交付目的	（対象） 誰、何に対して		下刈り、除伐、保育間伐、間伐、枝打ちを実施する森林組合又は森林法施行令第11条第8号に規定する団体（森林所有者の団体）及び森林経営計画の認定を受けた者							
	（意図） どういう状態にしたい		森林所有者又は林業事業体等を支援することで、旭川市内の森林の整備が適切に推進、促進された状態にする。							
対象事業等の内容	下刈り、除伐、保育間伐、間伐、枝打ちに係る経費を補助する。									
積算方法	事業に要した経費の68％以内を補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助申請件数					②				
	単位：件					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	1	1	0	1					
成果指標と過去5年間の実績	① 施業面積					②				
	単位：ha					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	10	4	2	0	9					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		825	594		1,240	1,000
		自己負担		388	280		584	471
		その他						
	収入合計		1,213	874		1,824	1,471	
	市補助率(%)		68.0%	68.0%		68.0%	68.0%	
	支出合計		1,213	874		1,824	1,471	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0		0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		825	594		1,240	1,000	
	人件費	正職員	0.5	0.5		0.5	0.5	
		人工金額	3,754	3,836		3,917	4,038	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		4,579	4,430		5,157	5,038	
受益対象者数		2	1		1	2		
補助金単位コスト(単位:円)		2,289,500	4,430,000		5,157,000	2,519,000		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		森林は、水源のかん養、生物多様性保全、土砂災害の防止など極めて多くの多面的機能を有しており、それらを発揮、維持させるためには、森林整備(間伐、下刈り、植栽等の施業)が不可欠であり、これらの整備により不特定多数の市民に間接的に効果を発揮している。	■ 公益性が高い
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		多くの人工林が利用期を迎えている中、国(道)の補助事業である森林環境保全直接支援事業で支援の行き届かない森林について、計画的に施業を進める必要性があることから、民有林の森林整備を促進させる。	■ 必要性が高い
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		間伐事業により、光が林内に射し込み下草などの下層植生が繁茂することで水源かん養機能や土砂流出防止機能が高まり、森林の健全性を確保することができた。	■ 効果が高い
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(3)補助率については、国の補助事業である森林環境保全直接支援事業の補助率68%を根拠として補助基準を定めていることから、合致しない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	民有林等活性化推進事業補助金(森林整備)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	多くの人工林が利用期を迎えている中、国(道)の補助事業である森林環境保全直接支援事業で支援の行き届かない森林について、計画的に施業を進める必要性があることから、民有林の森林整備を促進させるためにも継続的に行っていく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.257】

補 助 金 名 称	林業担い手確保育成支援補助金									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への事業費補助					始期	R2		終期	-
予 算 事 業 名	林業担い手確保・育成支援費					(事業コード)		062354		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課			森林振興 係		電話番号	内線3722	
交付先（団体、個人等）	大型林業機械：北海道林業事業体登録業者のうち、旭川市内に本社を有する林業事業体 中型林業機械：旭川市内に本社を有する林業事業体 小型林業機械：旭川市内に本社を有する林業事業体又は、旭川市内に居住する林業従事者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内に本社を有する林業事業体又は、旭川市内に居住する林業従事者							
	(意図) どういう状態にしたい		林業機械の導入を支援することで、旭川市内の森林の整備が適切に推進、促進された状態にする。							
対象事業等の内容	大型林業機械：1台当たり400万円を超える林業機械を導入する経費を補助する。 中型林業機械：1台当たり60万円を超え400万円以下の林業機械を導入する経費を補助する。 小型林業機械：1台当たり30万円を超え60万円以下の林業機械を導入する経費を補助する。									
積算方法	大型林業機械：事業に要した経費の2分の1以内かつ補助金上限額1,000万円を補助する。 中型林業機械：事業に要した経費の2分の1以内かつ補助金上限額200万円を補助する。 小型林業機械：事業に要した経費の3分の1以内かつ補助金上限額20万円を補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助申請件数					②				
	単位：件					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	4	4	4	4					
成果指標と過去5年間の実績	① 林業機械等台数					②				
	単位：台					単位：				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	4	4	4	4					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		24,329	21,722	23,198	18,600	22,111
		自己負担		58,799	26,179	62,767	22,320	22,111
	その他		20,407					
	収入合計		103,535	47,901	85,965	40,920	44,222	
	市補助率(%)		23.5%	45.3%	27.0%	45.5%	50.0%	
支出合計			103,535	47,901	85,965	40,920	44,222	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越				0	0	0	0	0
市負担額	一般財源							
	特定財源		24,329		21,722	23,198	18,600	22,111
	人件費	正職員	人工	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
			金額	3,754	3,837	3,878	3,917	4,038
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		28,083		25,559	27,076	22,517	26,149
受益対象者数			4		4	4	4	6
補助金単位コスト(単位:円)			7,020,750		6,389,750	6,769,000	5,629,250	4,358,167
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	カラマツやトドマツ等の人工林が利用期を迎え、年々増加する森林整備を効率的に良好に推進するため、林業機械の導入支援により、森林の持つ水源のかん養や土砂災害の防止など極めて多くの多面的機能を発揮、維持させることができ、ゆえに不特定多数の市民に間接的に効果を発揮している。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	年々増加する伐採量への対応や労働力不足等の課題を踏まえ、安全で効率的な森林整備の促進や林業事業者の体制強化を図るため、林業機械の導入支援が必要である。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	4件の林業事業体へ事業費補助を行ったことで、林業機械導入による施業の効率化が図られ、林業事業体や従事者の体制強化につながり、また、安全性の向上により若年層が林業の担い手として活躍できる環境を確保することができた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	林業担い手確保・育成支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	年々増加する伐採量への対応には林業機械の導入が不可欠であるが、一方では木材価格の低迷や植林経費の増加などにより設備投資が難しいことを踏まえ、適切な森林管理の効果を発揮させるためにも継続的に行っていく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.258】

補 助 金 名 称	林業新規就労者等支援補助金									
補 助 金 の 性 格	個人・団体への事業費補助					始期	R4		終期	-
予 算 事 業 名	林業担い手確保・育成支援費					(事業コード)		062354		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課		森林振興 係		電話番号	内線3738		
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	①旭川市内に事業所を有する林業事業体に雇用されている林業に初めて従事するようになって2年以内の現場就労者。 ②上記①を雇用している、旭川市内に本社を有する林業事業体。									
交 付 目 的	(対象) 誰、何に対して		①旭川市内に事業所を有する林業事業体に雇用されている林業に初めて従事するようになって2年以内の現場就労者。 ②上記①を雇用している、旭川市内に本社を有する林業事業体。							
	(意図) どういう状態にしたい		森林の担い手の確保や育成を促進することを目的とする。							
対 象 事 業 等 の 内 容	新規就労者等が森林内で従事するために必要な個人装備品・機械器具の導入に係る経費の支援 新規就労者等が森林内で従事するために必要な講習受講及び資格(免許)取得に係る経費の支援									
積 算 方 法	補助対象経費の1／2以内とし、補助金上限額は10万円(下限額は1万円)。 国等の他の補助制度を受けている場合は、その補助金額を除いた補助対象経費(自己負担額)の1／4以内。									
事 業 量 指 標 と 過 去 5 年 間 の 実 績	① 補助申請件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			0	2	1					
成 果 指 標 と 過 去 5 年 間 の 実 績	① 個人装備品・機械器具購入数					②				
	単位:個					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			0	6	1					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				139	100	500
		自己負担				139	100	500
		その他						
	収入合計				278	200	1,000	
	市補助率(%)				50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計				278	200	1,000	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越				0	0	0		
市負担額	一般財源							
	特定財源				139	100	500	
	人件費	正職員	人工金額			0.5	0.5	0.5
						3,878	3,917	4,038
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計				4,017	4,017	4,538	
	受益対象者数				2	1	5	
補助金単位コスト(単位:円)				2,008,500	4,017,000	907,600		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) ■ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 終期未設定で、補助継続4年以上	
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	年々増加する森林整備を効率的に良好に推進するため、新規就労者等への個人装備品等支援の導入により、森林の持つ水源のかん養や土砂災害の防止など極めて多くの多面的機能を発揮、維持させることができ、不特定多数の市民に間接的に効果を発揮している。		■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	年々増加する伐採量への対応や労働力不足等の課題を踏まえ、安全で効率的な森林整備の促進や林業事業者の体制強化を図るため、個人装備品等の支援が必要である。		■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	林業事業体へ個人装備品等補助を行ったことで、林業の担い手確保や育成促進が図られた。		■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	-
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
-	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和5年度	交付条件の拡充を図った結果、利用申請があり効果が認められた。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	年々増加する伐採量への対応や労働力不足等の課題を踏まえ、安全で効率的な森林整備の促進や林業事業者の体制強化を図るため、個人装備品等の支援が必要である。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.259】

補 助 金 名 称	民有林等活性化推進事業補助金(普及啓発活動支援)									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	木材利用・普及啓発推進費					(事業コード)		062357		
所 管 部 署	農政 部		農林整備 課		森林振興 係		電話番号		内線3721	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	市内に活動拠点を置く団体で、過去2年以上の活動実績を有し、団体責任者、会計、監査が設置されている者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		間伐材や未利用木材の利活用について、市民等に普及啓発活動を実施することが可能な市内に活動拠点を置く団体							
	(意図) どういう状態にしたい		間伐材や未利用木材などの利活用について、市民に講習会等を通じて普及啓発を図り、森林・林業に対する意識の向上を図る。							
対象事業等の内容	間伐材や未利用木材などの利活用の推進を目的として普及啓発活動を実施した団体を対象に講習会等に係る経費を補助する。									
積算方法	事業に要した経費の2分の1以内を補助する。ただし、飲食費や交際費は対象としない。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助申請件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	1	2	3					
成果指標と過去5年間の実績	① 活動参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	32	50	63					

2 収支状況等

単位：千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			195	299	492	1,587
		自己負担			195	299	492	1,587
		その他						
	収入合計			390	598	984	3,174	
	市補助率(%)			50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計			390	598	984	3,174	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越			0	0	0	0		
市負担額	一般財源							
	特定財源			195	299	492	1,587	
	人件費	正職員	人工金額	0.5	0.5	0.5	0.5	
				3,837	3,878	3,917	4,038	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			4,032	4,177	4,409	5,625	
受益対象者数			32	50	63	58		
補助金単位コスト(単位: 円)			126,000	83,540	69,984	96,983		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				交付要綱に基づき、補助金等交付申請書の提出を受け審査、交付決定し、事業完了後の実績報告を受け、補助金確定の検査を行っており、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	一般市民等を対象とした講習会等の開催に係る経費を補助するものである。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	間伐等の際に発生する未利用林地残材の現状について、未利用材の有効活用の促進を図る活動団体への助成を行うことで、講習会等を通じて一般市民に広く伝えることが可能となる。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	未利用林地残材の現状及び有効活用促進の必要性が市民に伝えられ、普及啓発がなされた。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	普及啓発活動支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	間伐等の際に発生する未利用林地残材の現状について、一般市民に広く伝えるためにも継続的に行っていく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)